

Ⅳ いじめ対策 Q & A

Q1 いじめは、どんな子供に起きやすいのですか。



A1 いじめは、どの子供にも、どの学校にも、どのクラスにも起こりうるとされています。

国立教育政策研究所による調査では、小学4年～中学3年の児童生徒のうち約9割が、いじめの被害も加害も経験したことがあるとの結果があります。

誰もがいじめを受ける可能性があり、また逆にいじめを行う可能性や「傍観者」となる可能性があります。その意味で、いじめは全ての児童生徒に関する問題です。

いじめの見落とし・見逃しは、「いじめの定義」の理解不足から起こります。

→ 「いじめの定義」15ページへ

「いじめ0」から「いじめ見逃し0」へと意識を変え、いじめ問題への対処に組織的に取り組むことが大切です。



Q2 子供から「内緒にしてほしい」と言われた場合は、どうすればよいですか。



A2 決して一人で抱え込んではいけません。

①子供の気持ちを尊重しながら話し合います。

「どんなことが心配かな？」

「解決のためには他の人の力も必要なんだけど、話していいのは誰と誰かな？」

②子供が納得したことについて、組織で対応します。

→ 具体的な対応は、10ページ（ステップ1）へ



Q3 いじめの事実を知った場合は、誰に相談すればよいですか。



A3

①学校に相談します。

担任や学年主任の先生（または教頭先生、生徒指導の先生など）がよいでしょう。

学校では、

スクールカウンセラー（SC）



心理の専門スタッフ。いじめや不登校などの学校生活における様々な悩みや課題について話を聴いたり専門的な立場からの助言をしたりする仕事。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉の専門スタッフ。学校や関係機関と連携し、子供を取り巻く環境に働きかけることでその改善を図る仕事。



などの専門家と連携したケース会議等を実施し、いじめの解決を図ります。

②相談窓口（専門機関）に相談します。

→ いじめに関する富山県内の主な相談専門機関 54ページへ

Q4 「ネットいじめ」には、どのようなものがありますか。



A4 大きく分けて3種類あります。

①言葉による誹謗・中傷

- 悪口や暴言
- 仲間はずれ（SNS上のグループからの排斥等）

②写真や動画など画像が使われるいじめ

- 盗撮した写真や加工した画像によるからかい
- 嫌がる行為をむりに行わせ、その様子を撮影した画像を拡散
- 画像の拡散をもとにした脅迫（金品や裸体写真等の提供を強要するなど）

③個人情報の無断流用

- 「なりすまし」^(注1)による嫌がらせ
- 氏名や住所、学校名等の無断掲載



(注1) 「なりすまし」とは、他人のふりをしてネット上で活動し、なりすましている本人に害を及ぼすこと。

Q5 「ネットいじめ」の対応は、どうすればよいですか。



A5

①被害の拡大（拡散）防止のため、迅速に対応します。

- 証拠保全のため書き込み内容やデータは保存してから（書き込み者、サイト管理者、プロバイダ等へ）削除依頼を行います。
- 発信者からたどって拡散状況を確認します。
- 関係者全員に聞き取りを行います。

②SNS上への誹謗・中傷の書き込みは人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導します。

- 関係者全員に指導します。（可能な限り端末で実際の画面を確認しながら）
- 保護者にも事実と指導内容を連絡し、家庭における対応と継続的な指導への協力を求めます。

→ ネットに関するいじめ 27ページへ



【平成24年「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 教育委員会等向け」（文部科学省）より】

Q6 いじめの解消とは、どんな状態になったときのことですか。



A6 以下の二つの状態であることを指します。

①いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 児童生徒および保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談によって確認します。

※「謝罪＝解消」ではありません。

※いじめが解消されていないと判断される場合は、期間に関係なく被害児童生徒への支援を継続します。

※いじめが解消された状態になっても、再発する可能性があることを踏まえ、被害・加害の児童生徒について日常的に注意深く観察します。

【平成29年「いじめの防止等のための基本的な方針」

(文部科学省) より】

Q7 子供が自殺をほのめかした場合には、どのように対応すればよいですか。



A7 以下の手順で慎重に、迅速に対応します。

①訴えを十分に聴き、死にたくなるほどつらい、苦しい状況であることを共感的に受け止めます。

- 安全確保ができるまで一人にしないようにします。
- 一人で抱え込まず、学校や相談機関に連絡します。
- 安易に、死にたい気持ちを否定したり、がんばるように励ましたりせず、以下のような説明をしっかりと行って対応しましょう。

- いじめ体験は、人のエネルギーを吸い取り、元気をなくして、他に何も解決方法がないと思込ませせてしまいます。(正常な判断力を失った“視野狭窄”といわれている状態)
- 元気が回復すると別の解決方法が必ず見付かります。
- 今、一番大切なのは、元気を回復して、正常な判断力を取り戻すことです。
- 私たちは、あなたを助ける覚悟がある。(元気を回復するためのサポートは学校でもできるけれど専門家の助けを借りるとより効果的です。助けを求めることは、あなたの置かれた状況であれば自然なことであって、あなたが弱いからではありません。)
そして、「あなたを支えるためのチームをつくりたいので、この話を他の人にするけど、話してよいのは誰？」と聞き、できるだけ本人の希望に沿った態勢をつくることを約束しましょう。

②学校、家庭、専門機関（児童相談所、警察、相談窓口など）が連携して支援を継続します。

- 複数の教職員で綿密な情報交換と見守りを行います。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携（早急に面談を実施）して対応します。
- 家庭で子供を見守り、子供の小さな変化を見逃さないようにします。

【平成19年「いじめ対策Q&A」（文部科学省）より】

〈TALKの原則〉

自殺の危険が高まった子供への対応においては、次のようなTALKの原則が求められます。

Tell：言葉にして心配していることを伝える

「死にたいくらいつらいことがあったんだね。あなたのことをとても心配しているよ。」

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

「どんなときに死にたいと思うの？」

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

- ・聴き役に徹して信頼関係を築く。
- ・子供の考えや行動を善し悪しで判断せず、そうならざるを得なかった状況を理解するよう努める。
- ・目先の言動に振り回されることなく、子供の行為の背景や本心を探る。

Keep safe：安全を確保する

- ・危険だと判断したら、ひとまず一人にしないで寄り添い、他からも適切な援助を求める。

【平成21年「教師が知っておきたい子供の自殺予防」

（文部科学省）より】

<メモ>

気になることを記録しておきましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記録は
大切ですよ。

